

執行部との打合せ等について

令和7年5月26日

平成29年6月23日の団長会で「閉会中又は休会日の執行部との打合せは原則17時までとすること。」と申し合わせているところであるが、働き方改革を踏まえ、より一層の円滑化に向けて、次のとおり確認する。

1 執行部との打合せについて

執行部との打合せについては、緊急時を除いて事前に調整し、実施に当たっては、各所属30分程度、原則17時まで（昼休みを除く。）とする等、計画的に行うこと。

また、対面による実施のほか、オンラインによる実施やメールによる連絡も積極的に活用すること。

2 資料作成について

新たな資料作成については、執行部における資料作成に必要な期間を確保するよう留意すること。

3 その他

上記のほか、職員の負担軽減に向けた配慮に努めるとともに、節度ある対応を心がけること。